

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ドミニカ	ドミニカ国政府に対する贈与に 関する日本国政府とドミニカ国 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	100,000千円 -----	H26.6.12 ロソーンで (同日)	日本側 手塚義雅在ドミニ カ国大使側 ルーズベ ルト・スケリントン首相兼財 務・外務・情報技術大臣	H26.6.26 213号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。